

社会資本整備審議会・交通政策審議会交通体系分科会計画部会 基本問題小委員会の議事運営の変更（案）

基本問題小委員会の運営については、社会資本整備審議会令、交通政策審議会令及び各審議会運営規則に準じ、下記の通り進めることとする。

記

1. 小委員会には委員長を置き、委員の互選により選出する。
2. 委員長は議事運営を行う。
3. 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。
4. 小委員会は、委員長が招集する。
5. 小委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことが出来ない。
6. 委員長は、必要があると認めるときは、参考人として、委員以外の者に対し、小委員会に出席してその意見を述べ又は説明を行うことを求めることができる。
- ~~6~~ 7. その他、小委員会の運営に関し必要な事項があれば、必要に応じ、随時定める。